

令和4年2月25日
小児医療懇話会

三重県予防のための子どもの 死亡検証（CDR）体制整備モデル事業

三重県 子ども・福祉部
子育て支援課

(参考) 三重県版
リーフレット・ポスター

資料2-1

令和3年度版

三重県は CDR体制整備モデル事業

を実施しています。

三重県では、令和2年度より、国の子ども・福祉・安全・レビュー（CDR）予防のための子ども死亡検証（CDR）体制整備モデル事業に取り組んでいます。CDRは、未来の子どもたちの命を守るための取組です。

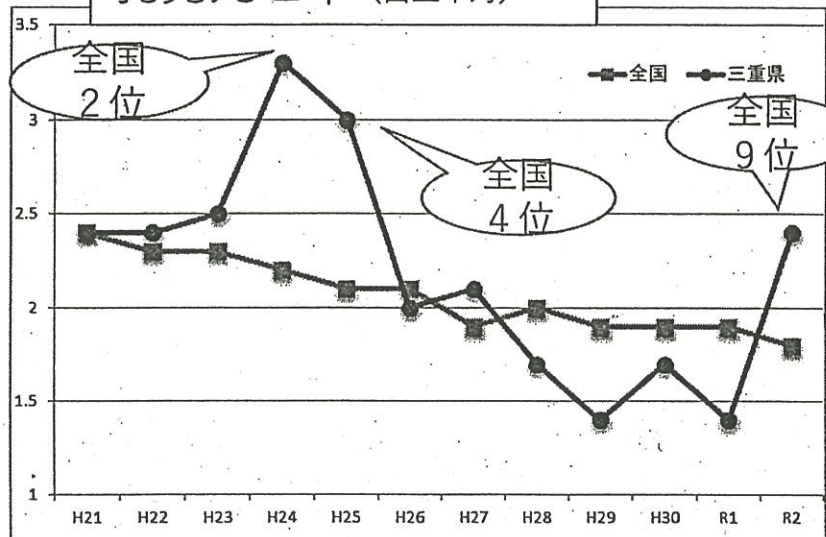
CDRとは

子どもの命を守るために、国や自治体、医療機関、教育機関、子育て支援機関などが連携して、子どもの死亡を検証し、その原因を明らかにし、予防策を講ずる取り組みです。CDRは、子どもの命を守るための重要な取り組みです。

三重県子ども・福祉部子育て支援課 059-224-2248
三重大学小児科CDRモデル事業事務局 059-231-5024

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を実施することとなった経緯（三重県）

乳児死亡率（出生千対）

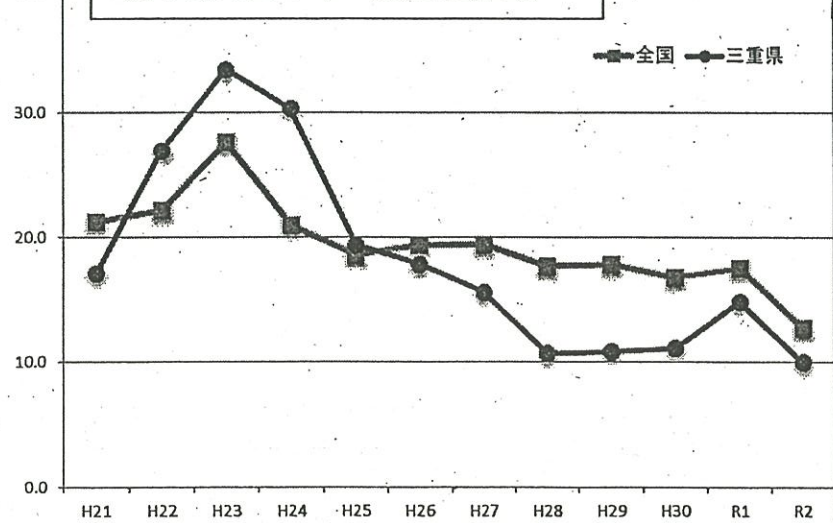


H27年度乳幼児の事故予防推進事業

- ・ 関係機関担当者（小児科医、消防関係、保育士、市町保健師、県保健師など）での乳幼児死亡の状況の共有・分析、事故予防策の検討
- ・ 子育て支援に関わる者への研修
- ・ 月齢に応じたチラシ等で事故予防の啓発



幼児死亡率（出生10万対）



健やか親子支援事業 出産・育児まるっと サポートみえ推進事業

- ・ 各市町での事故予防の取組状況の把握
- ・ 事故予防や母子保健に携わる市町保健師、助産師、保育士などを対象とした研修

小児死亡や死亡検証の関心が高まり、県内小児科医の方々が中心となった有志のCDRの勉強会がH27年から開催
※H30年度までは県は参加していなかった

令和2年度～厚生労働省の都道府県CDR体制整備モデル事業を実施

令和2年度 予防のための子どもの死亡検証 (CDR)

(CDR:Child Death Review) 実施結果

事業内容

【情報収集】

内 容: 令和2年4月～12月までの死亡事例
(18歳未満)
収集先: 県内の小児救急取り扱い医療機関や
法医解剖医療機関など、計16か所

【スクリーニング】

情報から予防の可能性があった死亡事例を個別検証するため、スクリーニングを実施

【検証】

死因や、それに関する背景等について、多機関が連携して、多角的な個別検証を実施。

【提言】

検証から導き出した有効な予防策や意見等について、提言。

主な提言

安全な睡眠環境づくり

- ・うつぶせ寝などによる睡眠中の窒息事故の防止
- ・乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策を周知

(参考データ)

SIDSを知っている保護者の割合 **92.4%**
1歳までうつぶせ寝をほとんどしなかった家庭 **85.9%**

※令和2年度健やか親子いきいきプランみえ(第2次)に関する取組調査

川遊びの際の安全対策

- ・安全器具(ライフジャケット等)の装着の啓発
- ・安全器具の装着の義務化に向けた法整備

(参考データ)

水難事故生存率 イフジャケット非着用者 **約4割** 着用者 **約9割**

※海上保安庁「平成28年海難の現状と対策船舶からの海中転落者の場合」

マルトリートメント(不適切な養育)に陥りやすい家庭への支援

- ・保健・福祉・教育・医療の従事者による情報共有
- ・エビデンスに基づいた的確な対応

(参考データ)

三重県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数
令和元年度 **2,229件**
(うちネグレクトに関する相談 **440件**)

相談しやすい環境づくり

- ・進路選択など、子どもの人生の節目などに、子どもと保護者が相談しやすい体制の整備
- ・相談窓口の利用方法の系統的な教示の検討

(参考データ)

三重県における15歳以上の死因 **1位 自殺**

※平成30年度三重県人口動態統計



令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

要旨

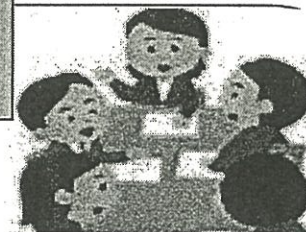
予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（CDR））は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等の情報を関係機関から収集し、複数の機関により検証を行うことによって、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、試行的にCDRを行い、子どもの死亡の効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出するために実施する。

関連法律：成育基本法、死因究明等基本推進法

事業内容

令和2年度～CDR関係機関連絡調整会議、多機関検証委員会
令和3年度～推進会議、多機関検証WG
国の手引き（第2版）に沿って、名称を変更しました



①推進会議

- ・年2回
- ・CDR事業について周知し、また結果報告等を行う場

委託（三重大学）

連携・協力

②情報の収集・整理等

- ・医学的死因等情報と人口動態情報を収集
- ・その他必要な情報があれば、調査

情報を匿名化

③多機関検証WG

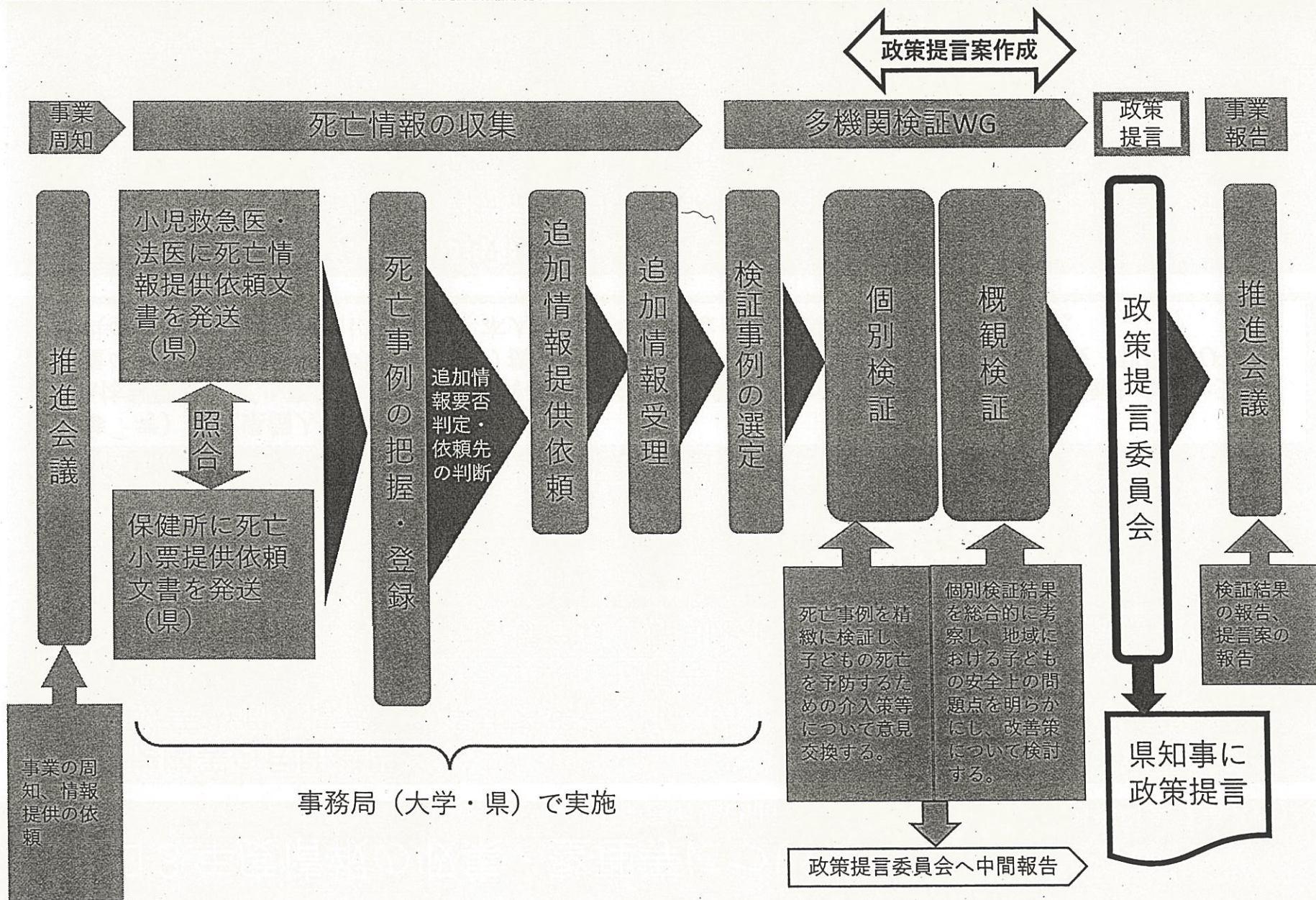
- ・2か月に1回
- ・死因や関係する背景等、予防策を多角的に検証

連携・協力

④政策提言委員会

- ・年2回
- ・多機関検証委員会での検証結果等を踏まえ、県へ提言

令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 フロー図【全体】



令和3年度情報の収集・整理等について

都道府県Child Death Reviewモデル事業の手引き（第2版）より

医療機関等の民間機関

- 遺族等の個人情報取得する場合、あらかじめその利用目的を公表、又は取得後速やかに利用目的を本人に通知若しくは公表
- 要配慮個人情報取得する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得る

「要配慮個人情報」とは、本人の信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などが含まれる個人情報のこと

自治体等の公的機関

- 各都道府県の定める個人情報の保護に関する条例等に基づくこと

（参考）三重県個人情報保護条例

CDR体制整備モデル事業の情報は、成育基本法や死因究明等推進基本法をもとに、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために取り扱うこと等から、第7条（収集の制限）・第8条（利用及び提供の制限）の例外事由に該当し、本人や家族の同意なく取り扱うことが可能である。

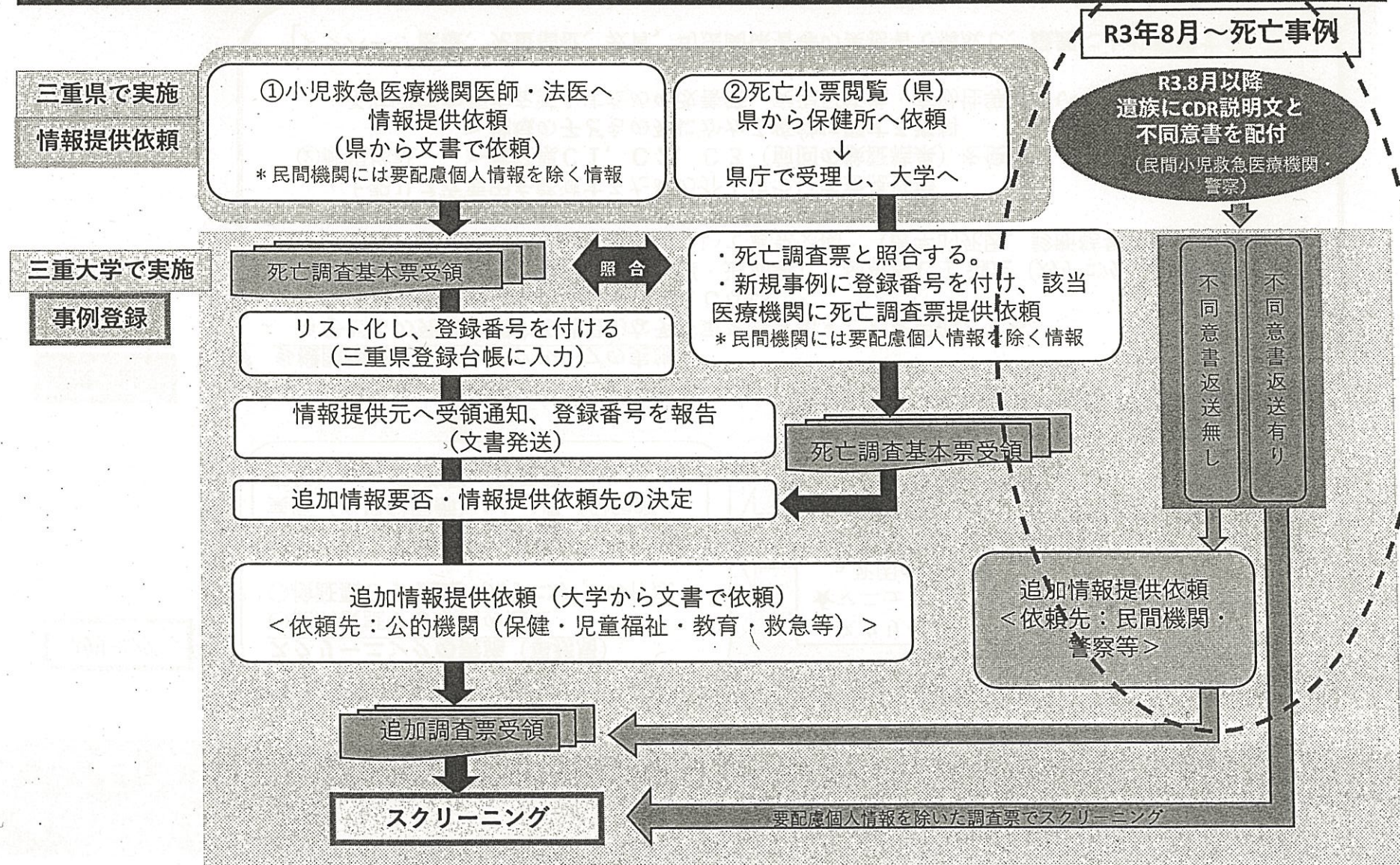
警察等から取得する情報の取扱い

- 捜査に関する情報は、関係者の名誉・プライバシー等を保護し、捜査・裁判に対する不当な影響を防止する観点、刑事訴訟法の趣旨から、対象とすることは難しい。一方、捜査の対象とならないものの情報は、死因究明等推進基本法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等に鑑み、公衆衛生の向上及び増進等に資するものであれば、広く活用していくことが求められる。
- 事前に遺族から当該情報提供に関する同意を得ておく必要がある。

（留意点）虐待事例など、当事者に同意をとることで隠蔽などにつながると想定される場合は、同意を取得することは不要。

令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 フロー図①<情報収集からスクリーニングまで>

令和3年度は、令和3年1月～令和4年3月に死亡した18歳未満の方の情報を集めますが、
検証しとりまとめるのは令和3年1月～12月に死亡した18歳未満の方などです。



令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 フロー図②<スクリーニングから政策提言まで>

スクリーニング

スクリーニングの実施（事務局）

- 個別検証する事例の選定
- 検証票C 1.選定（スクリーニング）の作成

[メンバー：大学（小児科医師）2人、開業医（小児科医師）1人、県（保健師・事務）3人、事務局（保健師）1人]

三重大学で実施

<スクリーニングの方法>

- ★マニュアル「判定票」に従って分類する
 - a.死因の再分類
 - b.養育要因（保護者の養育への態度）の分類
 - c.環境要因（子どもの置かれた環境）の分類
 - d.予防可能性の分類
 - e.検証の必要性の判定

検証

多機関検証ワーキンググループの実施

*子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すことを目的とする。
責任の所在を追及することを目的としない。

- ①個別検証 >死亡調査票（基本票・追加票）、検証票C 1.選定（スクリーニング）を使用
 - ・死亡の直接的、間接的な要因について意見交換（医学的死因、診断結果、診断根拠等）
 - ・死亡に至るまでに存在したリスク要因について意見交換
 - ・上記リスク要因を軽減するための介入について意見交換
- ②概観検証 >検証票C 1, C 2, C 3（前回の検証結果）を使用
>地域の子どもの死にかかる疫学に関する資料
 - ・予防可能な死亡を減らすための改善策、実現可能性・有効性等について検討

[メンバー：医療、児童福祉、教育、司法関係者等の実務者で構成し、議題により招集する。]

政策提言

政策提言委員会の実施

- 小児死亡事例の傾向や特徴、多機関検証ワーキンググループの検証結果、事業実態を踏まえ、子どもの死亡の予防策や今後のCDR事業の在り方について意見交換し、県へ提言を行う。

[メンバー：医療、児童福祉、教育、司法等の学識経験者]

令和3年8月以降の不同意書などの取扱い①

① 県警察本部・小児救急取扱医療機関のうち民間医療機関9か所より、遺族にCDR説明文と不同意書を配付する。
また、CDR事務局（三重大学）が早期に対象事例を把握できるよう、医療機関ははがきをCDR事務局へ送付する。

② 遺族は、本事業への協力（要配慮個人情報情報の提供）に承諾しない場合、1か月以内に、不同意書をCDR事務局（三重大学）に送付する。

③ 不同意書の提出がない事例については、本事業への協力を得られたことと判断し、CDR事務局から民間機関あてに追加調査を行う。
なお、CDR説明文などが配付されていない事例は、警察・民間機関への追加調査を実施しない。ただし、民間医療機関への基本調査は、家族歴を除いたかたちで行うこととする。

小児救急取扱医療機関のうち民間医療機関→CDR事務局へ送付

はがき（表）

POST CARD

〒514-5807
三重県津市江戸橋2丁目174
三重大学医学部小児科内
三重CDRモデル事業事務局

はがき（裏）

三重CDRモデル事業に関する封筒(CDR説明書等)の配付状況について

以下の項目にご記入いただき、三重CDR事務局までご返送ください。

1. 発生年月日: 令和 年 月 日
2. 封筒(CDR説明書等)配付状況について該当する箇所に○印を付けてください。
(1) () 遺族に配付した。
⇒配付月日(月 日)
(2) () 遺族に配付していない。
3. 配付されなかった場合、可能な範囲で理由等をお聞かせください。

4. 医療機関名 ()
担当医師名 ()

ご記入ありがとうございました。
個人情報保護シールを貼り、ご返送ください。

※個人情報保護シールを貼付けのうえ、CDR事務局へはがきを送付していただく

令和3年8月以降の不同意書などの取扱い②

県警察本部、小児救急取扱医療機関のうち民間医療機関→遺族へ配付

【CDR説明文】 お願いしたいことは・・・
お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1か月以内にCDRモデル事業事務局（三重大学医学部小児科）までご返送くださいますようお願いいたします。

CDR説明文

子どもたちの命を守るためのお願い

—三重県「予防のための子どもの死亡検証(CDR:チャイルド・デス・レビュー)」
体制整備モデル事業について—

私たちは命の大事さをいつも考えています。それが子どもであれば、なおのことです。何らかの事情や原因でお子さまを亡くされたとしても、同じことを繰り返さないために私たち専門家はこれから何をどうすればよいのか、それを検討するための調査などをCDRといいます。CDRは未来の子どもたちの命を守るための取組です。

お願いしたいことは・・・

三重県では、子どもの病気や事故などを未然に防ぐために、亡くなったすべての子どもたちの情報などを分析・検証し、私たち専門家がこれからどうすればよいのかを検討していきます。それには、お子さまに関連する情報が必要となります。そこで、関係する機関から、情報を提供いただくことにつきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お子さまの同居家族の要配慮個人情報^{※1}の提供にご承諾いただけない場合は、別紙に必要事項を記入していただき、1か月以内に、CDRモデル事業事務局（三重大学医学部小児科）までご返送くださいますようお願いいたします。

なお、1か月を過ぎた場合であっても、ご家族より三重県CDRモデル事業への情報提供について取りやめのお申し出があった場合は、ご意向に沿って適切に対応します。

情報は適正に管理します。

- 本事業を進めるには、同居家族の要配慮個人情報のうち、お子さまの死と直接関係する情報のみ必要となります。ご家族に直接聞き取りを行うなどのご負担をおかけすることはありません。
- 収集した情報は適正に管理し、本事業以外には利用しません。
- 情報は匿名化し、個人が特定されない形にすうえで、命を守るための予防策を検討します。
- 情報の提供に同意されない場合も、不利益を被ることはありません。

お問い合わせは下記までお願いします。

三重県子ども・福祉部子育て支援課母子保健班（津市広明町13番地）Tel:059-224-2248
三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局（津市江戸橋2-174）
Tel:059-231-5024 Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

なお、この事業は三重県と三重大学が協働して実施しています。

※1 個人情報の保護に関する法律 一部抜粋
(定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
2 (略)
3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の遺伝情報、身体的特徴、民族的背景、犯罪の被害者、被害者となり得た事実上の被害者に対する不利益差別、遺棄その他の不利益が生じやすいその他の親戚に特に配慮を要するものとして政令で定める記録が管理される個人情報をいう。

不同意書

別紙

三重県CDRモデル事業への協力（お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供）についてご承諾いただけない場合、以下に必要事項を記入していただき、この書類（別紙）を受け取って、1か月以内に、CDRモデル事業事務局（三重大学医学部小児科）までご返送ください。なお、承諾いただける場合は、ご連絡をいただかなくても結構です。

三重県知事 あて

私は、「三重県予防のための子どもの死亡検証モデル事業」の目的及び情報の管理等を読み、事業への協力（お子さまの同居家族の要配慮個人情報の提供）について同意しません。

署名された日 令和 年 月 日

お子さまのお名前 _____

同居家族代表者ご署名 _____ 続柄 ()

（ご意見などございましたらお聞かせください。）

<問い合わせ先>

三重県子ども・福祉部子育て支援課母子保健班
（津市広明町13番地）Tel:059-224-2248

三重大学医学部小児科内CDRモデル事業事務局
（津市江戸橋2-174）Tel:059-231-5024
Mail:syounicdr@med.mie-u.ac.jp

封筒

ご家族の方へ
ご一読ください。

令和3年度「三重県CDRモデル事業説明書等」在中

CDRモデル事業についての問い合わせ先

三重県子ども・福祉部 子育て支援課 母子保健班
津市広明町13番地 TEL 059-224-2248
三重大学小児科 三重大学CDRモデル事業事務局
津市江戸橋2-174 TEL 059-231-5024

※返信用封筒も
同封している

令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 スケジュール①

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
推進会議	↑	第1回 (5/27)					
情報収集 ・ 管理				死亡小票は1月～5月分はまとめて、 6月以降の分は毎月未収集			
多機関 検証WG		委託 (三重大学)			医療機関(基本)情報や 追加情報は随時収集		第1回 (9/15)
政策提言 委員会		↓					
その他	内 容： ①令和2年度三重県CDR体制整備モデル事業 実施報告について うめもとこどもクリニック 梅本正和氏 ②「CDRの目指すもの」 名古屋大学医学部附属病院 沼口敦氏 ③令和3年度三重県CDR体制整備モデル事業 について 三重県子ども・福祉部子育て支援課			第1回 一部医療機関と警察より スクリー不同意書等を遺族へ配付 ニング (7/28) ポスター リーフレット 作成配布	第2回 スクリー ニング (8/25)		

令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 スケジュール②

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進会議						第2回 (3/25)
情報収集	死亡小票は毎月末収集					
管理	医療機関（基本）情報や追加情報は随時収集					
多機関 検証WG	第2回 (10/27)		第3回 (12/22)		第1回 (2/16)	
政策提言 委員会			第1回 (12/20)			第2回 (3/17)
その他	一部医療機関と警察より不同意書などを遺族へ配付					
	第3回 スクリー ニング (10/5)		第4回 スクリー ニング (12/7)			県への 提言 (3/24)

令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 工夫点などについて

情報収集

・管理

- 小児救急医療機関（公的・民間）に、本事業の担当者を配置していただいた。
- 小児救急医療機関以外に情報提供の依頼をするときは、事前に電話でCDR事業について説明している。
- 文書や直接出向くなど、事例や機関によって柔軟に情報を収集している。
- 死亡調査票を受理したのち、受領通知書を発行している。

多機関 検証WG

- WGのポイントと流れ、ルール等を、委員あてに事前送付している。
- 検証する事例にかかわっていた委員には、事前に議事内容などを知らせている。
- 追加情報提供元が判明しないよう、事務局でまとめた資料にて検証している。
- 検証票を色分け印刷し、資料は全てWG終了後に回収している。
- 忌憚なく議論するため、議事録は作成せず、検証票C1,2,3を活用している。

その他

- 県警察本部や一部小児救急取扱医療機関に不同意書などを遺族へ配付していただく体制を整備するにあたり、直接出向いて事業説明と協力依頼をし、理解を得ることができた。
- 各種会議の実施や情報収集に際して、事務局内で打合せを重ね方針を検討している。

令和3年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 課題などについて

情報収集

・管理

- 機関によっては、一部又は全部の情報の提供を控えるとの回答があった。
情報不足により検証にまで至らない事例もある。
- 県内に住所地のある子どもが県外の医療機関で亡くなった場合、県外機関の協力を得ていく必要があるが、現在は、本事業の対象外とし、情報収集を控えている。

多機関

検証WG

- 個人情報の観点から、個別・概観検証を行うにあたってオンラインではなく、感染予防対策を徹底のうえ、現地での開催としている。しかし、新型コロナの感染拡大により、プログラムや開催方法を変更した。
- WG 1回あたりの個別検証事例の件数が増えると、十分に議論する（誰が何を行うのか、予防可能性/実現可能性の判断）時間がとりにくい。より円滑かつ深く議論を進められるよう、事前に委員に対しセキュリティの高い方法で議事の詳細を伝えるなどの工夫が必要である。
- 事例によるが、追加情報が少ないと議論が深まりにくい場合がある。

その他

- 遺族に不同意書を配付するにあたり、封筒・はがきの印刷、受取人払の手続き、各医療機関への通知などの事務手続きが煩雑となった。
- グリーフケアの実施体制が不十分。